

作業環境測定士が見る現場のポイント

～現場に即した対象物質や作業範囲の選定～

作業環境測定士は、お客様の作業場に伺い、作業環境測定の対象物質や作業範囲を確定し、作業環境測定を行うためのデザイン（測定ポイントの決定）を行います。作業環境測定の対象となる気中有害物質が、どのような状態（どのような作業を行い、どのようにして発散しているのか）であるのか注意深く観察します。

作業環境測定士が見る現場のポイントを知ること、作業者が安全に、かつ安心して働ける職場作りのヒントとなるのではないのでしょうか？

対象物質の選定



- ・ 聞き取り調査—実際に作業されている方に、どの様な物質を使用しているのか聞き取りを行います。しかし、現場で使用されている物質が何かを把握されていない作業者も見受けられます。
- ・ SDS（安全性データシート）—原料や塗料に貼られているラベルやSDSを確認することによって、作業環境測定の対象物質やその含有量を調査します。

※ 作業場では、主な業務の他に行っている付随業務で対象物質を取り扱っている場合も見受けられ、十分注意が必要となります。例えば、塗装ブースにて吹付け塗装を行う前の色調整（試し塗り）や、生検のための標本作成前に行われるホルマリン調整等が挙げられます。この場合、作業場所にもよりますが、別途作業環境測定が必要となるケースもあります。

単位作業場所の設定

単位作業場所は、作業者の行動範囲、気中有害物質の分布状況等に基づいて定められる作業環境測定のために必要な区域であり、作業環境測定の結果が及び範囲を指します。お客様の業種や作業工程は多種多様であり、吹付け塗装、印刷、乾燥、洗浄、浸漬、研磨（グラインダー等）、溶接など数えればキリがありません。その中でも作業環境測定士は、使用物質の性状（沸点、蒸気圧など）、作業場の温度条件や気流（エアコン、換気扇、ロスナイ等）、作業者の動線、局所排気装置の有無や使用状況などを考慮し、単位作業場所を設定していきます。

作業環境測定の実用

作業環境測定は、作業場所の実態を正しく把握し、その結果に基づいて環境改善に向けた措置を講じる必要性の判断基準となります。結果によっては、どの様な対策を実施するべきかを考える機会となります。

仮に、測定した結果が良かったからといって、次回からの測定を省略することは出来ません。作業環境測定には現状の把握と共に予防措置の観点があるため、定められた頻度で定期的に行う事に意義があります。作業環境測定を行った結果を元に状況把握や改善を行うことで、作業者の安全な環境創りに繋がるのです。

当社は、埼玉労働局の登録を受けた作業環境測定機関として、長年の実績と経験があります。詳しくは、当社 環境分析部 磯貝、須永、明石（フリーダイヤル0120-01-2590 内線220、257、267）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

